

Ｔ×沿線土地区画整理事業に係る字区域及び字名変更の方針について

新市街地地区につきましては土地区画整理事業により、幹線道路等が整備され、新しい区画に併せた、字区域及び字名の変更が必要となることから手続を開始します。

本来であれば、新市街地地区、西平井・鱒ヶ崎地区、運動公園周辺地区、木地区の4地区同一での変更が望ましいところですが、各地区の事業完了時期が異なっていることから、平成25年度末に、4地区で最も早く換地処分を予定している新市街地地区を先行して、手続を行っていきます。

【字の区域割について】

区割りににつきましては、過去に本市において行ってきた、字変更の方針と同様、将来にわたって変更されることのない公共の地物を字界としています。一つ目に都市計画道路等の幹線道路、二つ目に鉄道、三つ目に河川・水路、最後に、近隣公園等の公共の地物としています。

【字の名称について】

名称変更につきましては、その対象区域を区画整理区域内としますが、例外として区画整理区域内に区画整理区域外が存在する場所については、字の区域を明確にするために合わせて変更を行います。

新市街地地区は、本市の新しい中心核となる地区であり、駅名としても多くの方に定着している「おおたかの森」の名称を用い、つくばエクスプレス線及び東武野田線の線路により4つの地区を設け、駅を中心に「おおたかの森東」、「おおたかの森南」、「おおたかの森西」、「おおたかの森北」としています。それぞれの「おおたかの森東・西・南・北」は、同じく駅を中心とし時計回りに丁目を付与しています。「おおたかの森東及び西」は、1丁目から6丁目まで、「おおたかの森北及び南」は、1丁目から5丁目まで区割りしています。